

問 3

次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」に基づく分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義に関する記述の一部である。

- a 「解列」とは、(ア) から切り離すことをいう。
- b 「(イ)」とは、分散型電源を連系している (ア) が事故等によって系統電源と切り離された状態において、分散型電源のみが、連系している (ア) を加圧し、かつ、当該 (ア) へ有効電力を供給していない状態をいう。
- c 「(ウ)」とは、分散型電源が、連系している (ア) から解列された状態において、当該分散型電源設置者の構内負荷にのみ電力を供給している状態をいう。
- d 「転送遮断装置」とは、(エ) の遮断信号を通信回線で伝送し、別の構内に設置された (エ) を動作させる装置をいう。

上記の記述中の空白箇所(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に当てはまる組合せとして、正しいものを次の(1)～(5)のうちから一つ選べ。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
(1)	母線	逆潮流	単独運転	断路器
(2)	電力系統	逆潮流	単独運転	遮断器
(3)	母線	逆充電	自立運転	断路器
(4)	電力系統	逆潮流	自立運転	遮断器
(5)	電力系統	逆充電	自立運転	遮断器

解 答

解釈 220 条に規定される分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義に関する出題である。なお分散型電源とは、発電事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当する事業を営む者以外の者が設置する発電設備等であって、一般送配電事業者が運用する電力系統に連系するものをいう。

- a 解釈 220 条 3 号より「解列」は、(ア)電力系統から切り離すことと規定されている。
- b 解釈 220 条 6 号より「(イ)逆充電」は、分散型電源を連系している(ア)電力系統が事故等によって系統電源と切り離された状態において、分散型電源のみが、連系している(ア)電力系統を加圧し、かつ、当該電力系統へ有効電力を供給していない状態と規定されている。

- c 解釈 220 条 7 号より「(ウ)自立運転」は、分散型電源が、連系している(ア)電力系統から解列された状態において、当該分散型電源設置者の構内負荷にのみ電力を供給している状態と規定されている。
- d 解釈 220 条 9 号より「転送遮断装置」は、(エ)遮断器の遮断信号を通信回線で伝送し、別の構内に設置された(エ)遮断器を動作させる装置と規定されている。

解釈220条（分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義）より抜粋

この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であって、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。

三 解列 電力系統から切り離すこと。

四 逆潮流 分散型電源設置者の構内から、一般送配電事業者が運用する電力系統側へ向かう有効電力の流れ

五 単独運転 分散型電源を連系している電力系統が事故等によって系統電源と切り離された状態において、当該分散型電源が発電を継続し、線路負荷に有効電力を供給している状態

六 逆充電 分散型電源を連系している電力系統が事故等によって系統電源と切り離された状態において、分散型電源のみが、連系している電力系統を加圧し、かつ、当該電力系統へ有効電力を供給していない状態

七 自立運転 分散型電源が、連系している電力系統から解列された状態において、当該分散型電源設置者の構内負荷にのみ電力を供給している状態

九 転送遮断装置 遮断器の遮断信号を通信回線で伝送し、別の構内に設置された遮断器を動作させる装置

以上より、(ア) 電力系統 (イ) 逆充電 (ウ) 自立運転 (エ) 遮断器がそれぞれ入る。

よって(5)が正解。